

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県内における介護福祉士の養成及び確保並びに定着の支援を図るため、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等（以下「介護福祉士修学資金等」という。）を貸付けすることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「介護福祉士養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。

また、「実務者養成施設」とは、法第40条第2項第5号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。

2 この規程において「介護等の業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、前号に掲げる業務に準ずるものとして静岡県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(貸付の対象者)

第3条 介護福祉士修学資金等の貸付を受けることができる者は、次に掲げる者で県内において介護等の業務に従事しようとするものとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

ア 貸付対象者は介護福祉士養成施設に在学する者とする。ただし、国家試験受験対策費用及び生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の(ア)及び(イ)に定める者に限る。

(ア) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(イ) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員である者

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

ア 貸付対象者は実務者研修施設に在学する者とする。

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

ア 貸付対象者は、次の(ア)から(エ)までの基準を満たす者とする。

(ア) 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）第4号等において、その賃金改善が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の

算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)に規定する介護職員処遇改善加算(以下単に「介護職員処遇改善加算」という。)の算定要件とされる職種(以下「介護職員等」という。)としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する者

- (イ) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者
 - a 介護福祉士
 - b 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - c 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの(改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。)を含む。)
- (ウ) 介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定しているもの
- (エ) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、あらかじめ、静岡県社会福祉人材センターに氏名及び住所等の登録を行い、かつ、別紙様式による再就職準備金利用計画書(以下単に「再就職準備金利用計画書」という。)を提出した者

(貸付期間及び貸付の金額等)

第4条 貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

ア 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。ただし、病気等やむを得ない理由により修学期間が延長された場合は、その延長された期間を正規の修学期間を含めることができる。

イ 貸付額は月額50,000円とする。ただし、次の(ア)から(エ)に定める額を加算することができるものとする。

- (ア) 入学準備金 初回の貸付時に限り、200,000円
- (イ) 就職準備金 最終回の貸付時に限り、200,000円
- (ウ) 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円
- (エ) 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額(年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。)

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

ア 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

イ 貸付額は200,000円以内とする。

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

ア 貸付額は、400,000円と貸付対象者が提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

イ 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(貸付方法及び利子)

第5条 介護福祉士修学資金は、毎月貸付けするものとする。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を併せて貸付けすることができる。

なお、実務者養成施設に在学する者の修学資金及び離職した介護人材の再就職準備金については、その全額を一括で貸付けするものとする。

2 利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第6条 介護福祉士修学資金等の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金等貸付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第7条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して、予算の範囲内において介護福祉士修学資金等の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第8条 前条の規定により介護福祉士修学資金等の貸付けの決定を受けた者は、様式第2号による誓約書を会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第9条 第7条の規定により介護福祉士修学資金等の貸付けの決定を受けた者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、修学資金の貸付けの決定を受けた者が未成年であるときは、連帯保証人はその者の法定代理人でなければならない。

3 介護福祉士修学資金等の貸付けを受けている者（以下「修学生及び介護人材」という。）又は修学資金等の貸付けを受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第3号による連帯保証人変更届を会長に提出しなければならない。

4 保証人は貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除等)

第10条 会長は、修学生及び介護人材が次の各号のいずれかに該当する場合には、介護福祉士修学資金等の貸付契約を解除するものとする。この場合において、養成施設に在学する修学生に

については、会長は貸付契約の解除をした日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 修学資金等の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 虚偽その他不正な方法により介護福祉士修学資金等の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
 - (7) その他介護福祉士修学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 会長は、養成施設に在学する修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の介護福祉士修学資金等の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けされたものとみなす。

(借用証書の提出)

第11条 修学生及び介護人材は、介護福祉士修学資金等の貸付契約を解除されたとき、又は介護福祉士修学資金等の貸付期間が満了したときは、直ちに様式第4号による借用証書を会長に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第12条 会長は、介護福祉士修学資金等の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、介護福祉士修学資金等の返還債務を免除するものとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、県内及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年）（以下「返還免除対象

期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 実務者研修施設を卒業した日(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱いは(1)と同様とする。

イ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき。なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱いは(1)と同様とする。

イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第13条 会長は、介護福祉士修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、介護福祉士修学資金等の返還債務(既に返還を受けた金額を除く。)を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護福祉士修学資金等を返還することができなくなったとき

返還債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等介護福祉士修学資金等を返還させることが困難であ

ると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還債務の額の全部又は一部

- (3) 県内において介護福祉士として介護等の業務に従事した期間（従事する事業所の法人の人事異動等により、修学資金等の貸付けを受けた者の意志によらず、県外において当該業務に従事した期間を含む。）が介護福祉士修学資金等の貸付けを受けた期間（その期間が2年に満たないときは2年間）以上であるとき

返還債務の額の一部

- 2 前項第3号に規定する介護等の業務に従事した期間を計算する場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（返還債務の免除申請）

第14条 第11条及び前条の規定による介護福祉士修学資金等の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第5号による修学資金等返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（返還）

第15条 介護福祉士修学資金等は、貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 介護福祉士修学資金等の貸付契約が解除され、県内において介護福祉士として介護等の業務に従事する見込みがなくなったとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日、若しくは国家試験に合格した日から起算して1年以内に法第42条第1項の介護福祉士登録簿に登録を受けなかったとき。
- (3) 養成施設等を卒業した日、若しくは国家試験に合格した日から起算して1年以内に県内において介護等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき。

- 2 前項の規定により介護福祉士修学資金等を返還しなければならない者は、その事由の生じた日（次条第1項の規定により返還債務の履行を猶予された場合にはその事由が継続する期間が終了した日、前条の規定による返還債務の免除の申請又は次条第4項の規定による返還債務の履行の猶予の申請をし、不承認の通知を受けた場合にはその通知を受けた日）から起算して15日以内に、様式第6号による返還明細書を会長に提出しなければならない。

（返還債務の履行猶予）

第16条 会長は、介護福祉士修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、介護福祉士修学資金等の返還債務の履行を猶

予するものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
 - (2) 当該養成施設を卒業した後さらに社会福祉士指定養成施設において修学しているとき。
- 2 会長は、介護福祉士修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金等の返還債務（履行期の到来していない部分に限る。）の履行を猶予することができる。
- (1) 県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるとき。
- 3 前項第2号の規定による介護福祉士修学資金等の返還債務の履行の猶予の期間は、2年を限度とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 第1項又は第2項の規定による介護福祉士修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第7号による修学資金等返還猶予申請書に第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

- 第17条 介護福祉士修学資金等の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく介護福祉士修学資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。
- 2 前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(届出)

- 第18条 修学生又は介護福祉士修学資金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書にその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、第4号に該当する場合は、その事実を証明する書類の添付を要しない。
- (1) 住所又は氏名を変更したとき。 様式第8号による住所(氏名)変更届
 - (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。 様式第9号による休学(復学、退学)届
 - (3) 停学又は退学の処分を受けたとき。 様式第10号による停学(退学)処分届
 - (4) 介護福祉士修学資金等の貸付けを受けることを辞退するとき。 様式第11号による修学資金等辞退届
 - (5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。 様式第12号による連帯保証人住所(氏名)変更届
 - (6) 養成施設又は実務者養成施設を卒業したとき。 様式第13号による卒業届
 - (7) 法第42条第1項の介護福祉士登録簿に登録を受けたとき。 様式第14号による登録届
 - (8) 介護等の業務を開始したとき。 様式第15号による業務開始届
 - (9) 介護等の業務に従事する施設等又は職種を変更したとき。 様式第16号による業務従事施設等変更届
 - (10) 介護等の業務に従事しなくなったとき。 様式第17号による業務廃止届

2 連帯保証人は、修学生又は修学資金等の貸付けを受けた者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、直ちに様式第18号による死亡(失そう)届を会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(別表) 生活費加算の基準額 (第3条の(1)のアの(イ)関係)

(単位：円)

年齢	級 地 区 分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示第 158 号)」に準ずる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

なお、本規程の施行に伴い、平成26年度以前に制定した「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付規程」(以下「旧貸付規程」という。)は廃止するものとし、本規程の施行前に、旧貸付規程に基づき実施している貸付事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成29年3月3日から施行する。ただし、第2条第1項の法第40条とあるのは、平成29年3月31日までは法第39条に読み替える。